

## 鈴鹿市地域ケア推進会議(令和7年度第2回)議事概要

### 1 開催概要

- (1) 日時:令和7年10月16日(木)15:00~16:30
- (2) 場所:鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室
- (3) 出席委員:19名
  - 齊藤 晋治(会長・議長)、藤田 浩弥(副会長)、辻川 真弓、林 竜一郎、岡田 圭二、吉田 ひとみ、菊山 佳昌、磯村 久美、長谷川 友子、寺田 隆、伊藤 健司、伊藤 壽一、谷山 智香、中東 真紀、古川 慎、飯田 敦子、中条 裕、菅谷 信之、岸 俊子
- (4) 事務局:17名
  - 江藤 大輔(健康福祉部長)
  - 小林 佐織(健康福祉部次長兼鈴鹿市社会福祉事務所長)
  - 前川 亘(健康福祉部長寿社会課長)
  - 服部 さゆり(健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー)
  - 永田 健太郎(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー)
  - 田中 真紀子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長)
  - 川口 佳宏(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
  - 平野 映美(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
  - 佐野 方彦(健康福祉部健康福祉政策課長)
  - 中川 千恵子(健康福祉部地域医療推進課長)
  - 野村 浩美(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長)
  - 堀 舞(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
  - 新羅 裕子(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
  - 田中 真理子(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
  - 中澤 康平(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
  - 田中 浩樹(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉グループリーダー・第1層生活支援コーディネーター)
  - 内山 昂貴(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護グループリーダー)

### 2 会議の主な内容

#### (1) 報告事項

##### ア 災害への備えについて

(事務局)

- ・前回の地域ケア圏域会議の報告で、地域の防災に関する内容が多く課題とし

てあげられていたことから本市の防災施策について概要を説明する。

(防災危機管理課)

・本市の防災に関して、災害への備えについてという視点から、災害対策における自助・共助・公助の考え方、災害情報の入手方法、避難場所の確認方法及び避難所開設訓練のサポート等について、資料に沿って説明した。

・避難所開設訓練のサポートについては、本市において、防災研修会として、地域の方々の要望に基づいて講演会や勉強会、避難訓練や避難所開設運営訓練などのサポートをしており、月10件まで先着順で受け付けている。

これまで、自治会や企業、地域包括支援センターなど多くの方々に活用いただいている。

土曜日、日曜日及び夜間でも、可能な範囲で対応しているため、防災に関する地域課題があれば、早めに相談いただければ、サポートできることもあるかと思う。ぜひご活用いただきたい。

(中東委員)

・避難場所の確認方法(Web版)について、タイムラグはどのくらいか。

(防災危機管理課)

・避難所の情報については、リアルタイムで更新されるものではなく、あらかじめ、入力されている情報である。

経路検索は、機械的な検索ではあるが、その時の情報を入力すると、最適なルートを紹介するものである。

・それぞれの避難所が開設しているかという情報については、本市が発表する避難情報を参考にしてほしい。鈴鹿市の公式LINEでも、避難所の開設状況をリアルタイムで更新しており、Web版と同様に、避難所の検索やルート検索、現在地の取得も可能である。

(中東委員)

・避難所は、災害の状況によって変化するか。

(防災危機管理課)

・避難所が使用できるかという部分では、変化はある。

(齊藤会長)

・避難所開設訓練のサポートについては、毎月10件を超えるような申込みがあるのか。また、地域包括支援センターからも依頼があるという話だったが、定期的に実施するような計画や取り決めはあるのか。

(防災危機管理課)

- ・避難所開設訓練のサポートの申込みについては、数が多く、年内分はすべて埋まっている状態である。特に申込が集中しやすい時期もあり、それが、10月～12月、ある程度気温が落ち着いた時期、台風が落ち着いた時期である。  
申込む人は、半年や1年前から申込んでいるため、できれば早めの申込みをお願いしたい。
- ・地域包括支援センターについては、定期的な勉強会等は、開催しておらず、他の自治会や企業と同じ取扱いをしている。

イ 第3回身元保証に関する研究会報告

- ・第3回身元保証に関する研究会の内容について、資料に沿って説明した。

(磯村委員)

- ・資料の中で、「施設側が「身元保証会社任せ」とする傾向がある。そのため、施設も責任を持ってサポートし、役割分担を明確にすることが重要。」との記載があるが、行政が何を施設側が身元保証会社任せにしているのか、また、どうして身元保証会社任せになっているのかについて、どのような解釈をしているか伺いたい。

(事務局)

- ・資料のこの部分については、前回の身元保証に関する研究会で出た意見として記載した。施設等から直接伺ったわけではないが、身元保証問題について調査する中で、連帯保証や病院への付添いについて、身元保証会社に依頼していると認識している。

(磯村委員)

- ・資料の中で、「役割分担の明確化が重要」とあるが、実際に施設の方に責任を持ってサポートをしてもらうための行政としての考え方や方向性を伺いたい。

例えば、行政の立場からの実地指導や集団指導のような方法があるかと思う。身元保証会社を利用するのが難しいような低所得者層が入所の申し込みをしているときに施設側から不当に排除や足切りをされていないかということを介護保険施設については、保険者として監視することはできるのではないかというような意見が病院部会の方から出ているため、そのようなことが可能なのか伺いたい。

(事務局)

・現時点では、行政が現場での実地指導等をすることは考えていない。そのため、身元保証の問題に関する認識を持っていただきつつ、それぞれの職種でどのように対応していくかの共通認識を持っていただくことが課題であると感じている。行政としても、支援できることを引き続き模索していく。

また、本来であれば入所できる方を施設側が拒否している場合に行政が指導できるかどうかについても、今の制度上そのような指導を行える立場ではない。

ただ、今後相談窓口を開設した際には、入所を断られたという相談があった場合には、解決方法や対応策を本人も含めて一緒に考えていきたいと思っている。

(磯村委員)

・介護保険施設については、保険者が行政の方であると思うので、そのような意味で一緒に考えてもらえたらいと思う。

(事務局)

・介護保険者については、鈴鹿亀山地区広域連合になるため、情報共有し、そのような場合の対応方法を検討していきたい。

(磯村委員)

・資料の中で、低所得者層への対応を念頭にした制度設計が必要であるというところについては、身元保証に関する研究会で出た意見だと思うが、そのことについて行政としての考え方や方向性を伺いたい。

(事務局)

・課題としては認識しているが、制度設計の部分については、予算の都合等もあるため明言は難しい。

(磯村委員)

・鈴鹿市で作成した「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」に關しても、より周知が必要だと思うし、実際に生かせるものにしてほしい。また、国のモデル事業の終活支援だけではなく、総合的な支援パッケージの両輪が必要ではないかと思っているので、ぜひ前向きに進めていきたいと思う。

(古川委員)

・施設側が身元保証会社任せとなる傾向があるという部分について、身元保証会社の役割と施設側それぞれの役割分担について、行政がどのように認識しているのか伺いたい。

・緊急時の対応も私どものサービスの 1 つになっているが、そのために施設側と利用者の間で契約をしており、その際には身寄りのない方については、身元保証会社と契約いただいて、何かあつたら身元保証会社に連絡して対応いただいている状況である。身元保証会社へ頼らずに対応できるかどうかについては、施設の規模によって変わってくる。また、施設でそれができなくなるとケアマネジャーのシャドーワークのような形で対応をお願いすることにつながる懸念がある。

(事務局)

・資料について、「身元保証会社任せ」という乱暴な表現をしてしまったが、大前提として、身元保証会社に頼むことが決して悪であるということではない。

身寄りのない高齢者にも、様々な状況の方がいるため、身元保証会社の利用の場合分けについて、一概にルール化は難しいが、今後、相談窓口を開設した際には、個別のケースについて、相談に乗りたい。また、そのような事例への対応については、行政も含めて様々な立場の方の協力をいただきながら、チーム体制を構築していきたいと考えているため、その際は、御協力いただきたい。

(藤田委員)

・役割分担シートについて、シートを作成する場合に誰が主体となって作成するのかを伺いたい。誰が主体となって作成するのかが不明確なままでは、シートの作成を提案した人が主体となると思われるため、その人の負担が大きくなるのではないかと思う。

(事務局)

・役割分担シートについては、他市事例を参考に作成したものである。誰が主体となって作成するかについては、どなたが言い出してもよいように、あえて明確にしておらず、身寄りのない高齢者の方の支援に携わっている関係機関の人が役割分担シートの作成が必要だと感じたときに作成いただくことを想定している。チーム体制の構築については、本市の相談窓口にまず、ご相談をいただきたり、あるいは地域包括支援センターに相談をいただきたりし、そこで関係機関を集めて構築することを想定している。

(藤田委員)

・相談があれば、行政がまとめ役を担うということでしょうか。ケアマネジャーが相談窓口に相談して、シートの作成を提案して、結局ケアマネジャーが作成しなければならなくなるのではないか。

(事務局)

・役割分担シートを作成する意図としては一つの機関が全てを引き受けるよう

な形にならぬようにするという意図がある。そのため、相談窓口にケアマネジャーが相談しに来た際には、行政も必要に応じて話し合いの中に参加したいと思っている。

(藤田委員)

・結局、ケアマネジャーが役割分担シート作成の主体となるのではないかと思う。誰が主体となってシートを作成するかについては、明確化しておいた方がよいと思うので、この場では結論が出ないと思うが、今後検討いただけたらと思う。

(菅谷委員)

・ガイドラインの不十分なところを埋めるために役割分担シートを作成・運用していくということでよいか。ガイドラインも運用していく中で、不十分な部分が出てくると思うので、その部分を補う必要があると思う。そのため、ガイドラインの不十分な部分が何かという部分についても把握する必要があると思う。その上で、ガイドラインをブラッシュアップしていく必要があると思う。

(事務局)

・ガイドラインの内容のブラッシュアップについては、引き続き検討していく。

(岸委員)

・身元保証会社に頼める範囲については、身元保証会社と講習会のようなものをしてみたらどうか。その方が、早くはっきりすると思う。

身元保証会社は利益追求型の企業であるが、ここにいる方々は、それとは立場的に遠い方々であると思う。

(事務局)

・資料で紹介している 4 社の身元保証会社についても、民間会社であるため、それぞれ、得意不得意とする分野があると思うので、そこを見極めながら、意見交換会等を検討していきたい。

(寺田委員)

・民間の身元保証会社については、国から認定を受けた事業所でないといけないのではないかと思ったり、先ほどのお話にもあったように、やはり得意不得意があつたりするのではないかと思う。身元保証会社によって入会金や月額料金、オプションなど各社のサービス内容は異なると思うが、これらの内容を比較したことはあるか。

(事務局)

・8月に社会福祉センターの方で意見交換会という形式で、身元保証会社4社と身元保証に関する研究会のメンバーで話を伺った。その際にパンフレット等の資料もいただいているため、今後も個々に話を伺いたいと思う。

(寺田委員)

・身元保証会社について、国が認定するような動きもあるのではないか。

(事務局)

・身元保証会社の認定については、国の方でガイドラインを示しており、社会福祉事業として今後、認定・届出という形で制度設計をする動きがある。

#### ウ 身寄りのない高齢者の支援体制

・本市の、身寄りのない高齢者の方への支援体制の構築や最近の国の動向、他市の状況について、資料に沿って説明した。

(磯村委員)

・鈴鹿市としての身寄りのない人の定義をきっちり決める必要があると思うので、そのことについて、今後話し合う場を設けてほしいと思う。

身寄りのない方についても様々な方がおり、一人暮らしで身寄りがない方だけでなく、同居の方がいても身寄りがない方と同義に支援を受けられず頼れない方も、家族が近くにいても疎遠になっている方もいる。そのような方について、間口を狭めるために話すのではなく、広げるために話し合いを続けていきたいと思う。

・病院部会としては、身元保証会社を契約者自身がリスク等をきっちり判断したうえで、契約したらよいと思うが、身寄りがなく、将来のことを漠然と気にしている方に対して、終活サポート事業をすることによって、逆に特定の民間保証会社や葬儀社が囲い込むのを行政が推奨してしまう構造になってしまう懸念がある。

終活事業は、そのような営利団体にとっての絶好の機会を迎えるので、次の顧客につなげてもらうために、契約者本人ではなく、終活サポートセンターの窓口や病院、施設等にとって都合の良い支援を行う事業所も必ず、出てくると思う。

そのため、終活サポート事業で紹介する優良事業所については、どのような基準で判断するかについては、非常に難しいと思う。そのため、そこはみんなで話し合うような場が必要だと思う。

(事務局)

- ・身寄りのない方の定義については、身元保証に関する研究会で話し合いができるたらと思う。
- ・終活サポート事業で紹介する事業所についても、国が示している終活サポート事業のガイドラインに沿って、どのような法人を協力事業者として登録できるのかという具体的な条件についても、一緒に考えていきたいと思うので、また、御協力をいただきたい。

(磯村委員)

- ・先日の身元保証会社との意見交換会の中でも、契約者本人ではなく、それを利用する病院や施設側にとってきっちり働くようなことを言っていたようなところもあったかと思うので、誰のための制度かということを見失わぬようにしていただきたいと思う。
- ・プラットフォームに関しては、民間の事業者だけでは成り立っていないということを病院部会としては、感じているところ、社会福祉協議会や社会福祉法人を念頭に、規定が担保されて、かつ行政の監視指導が及ぶところがよいかと思っており、それだけでなく専門チームが構成されるというところが必須になると考えている。

(事務局)

- ・民間の身元保証会社だけでなく、社会福祉協議会等が参入いただけたとありがたいと考えている。国の方でも、様々な業者の参入を想定しているため、まず第二種の社会福祉事業として、国の制度設計ができた後に、本市としてどのような形で関わっていくのがよいのか検討していきたい。

(谷山委員)

- ・実際に一人暮らしで身寄りがなく悩んでいる利用者が本当に多い。ケアマネジャーに紹介されて身元保証会社に登録するが、営利目的だと感じる部分もあり、利用者が日々の生活を切詰めて登録しているのに、月一回来るか来ないかという身元保証会社に対して、利用料を支払うことに余計に不安を感じるところもある。そのため、ケアマネジャーも本当に難しいと思いながらも、身元保証会社への登録を勧めていると思う。

そのため、どのような部分で不安があるのかという部分を聞いて相談に乗ってくれる公的な窓口がやはり必要であると思う。

他市の取組として、現状相談窓口があるところがいくつあるが、鈴鹿市としての検討状況について教えてほしい。

(事務局)

・登録窓口については、予算の都合もあるため、明確な回答が難しいが、開始に向けて準備を進めているところである。

(谷山委員)

・相談窓口について、身寄りのない方については、市役所までの公共交通機関等の移動手段が非常に乏しく、車の運転もできない方が多くいるため、もし開設するのであれば、市役所窓口での相談のみでなく、身寄りのない高齢者の方の自宅へ伺って相談に乗るということもご検討いただきたい。

(事務局)

・そのような状況も勘案して、検討していきたい。

## (2) その他

### ア 次年度の会議予定について

(事務局)

・令和 8 年の 6 月ごろには第 10 次計画の進捗評価を行う高齢者福祉計画策定委員会及び地域ケア推進会議の開催を予定している。

・第 11 次計画の検討を行う高齢者福祉計画策定委員会を年に数回開催を予定している。また、第 11 次計画の策定にあたって、新たに市民委員を公募する予定としているため、現市民委員の菅谷委員と岸委員におかれでは、今回が最後の会議となる。お礼を申し上げる。

## 閉会